

山口県報

平成20年
10月31日
(金曜日)

目 次

規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども未来課)……………二

教委規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………三



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十四号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四目 防災行政連絡所(第二十七条―第二十九条)」を

「第四目 防災行政連絡所(第二十七条―第二十九条)」に改める。

第五目 防災センター(第二十九条の二―第二十九条の四)」

第九条第一項の表総務部の部防災危機管理課の項第十二号中「及び防災行政連絡所」

を「、防災行政連絡所及び防災センター」に改める。

第三章第一節第一款に次の一目を加える。

第五目 防災センター

(名称及び位置)

第二十九条の二 山口県防災センター条例(平成二十年山口県条例第三十号)第一条の規定により設置された防災センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県大島防災センター	大島郡周防大島町

(業務)

第二十九条の三 防災センターの業務は、次のとおりである。

- 一 防災に関する研修に関すること。
- 二 防災に関する相談及び情報の提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、県民の自発的な防災活動を促進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第二十九条の四 防災センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、周防大島町により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 山口県防災センター条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 山口県防災センター条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 山口県防災センター条例第六条の許可をすること。
- 五 山口県防災センター条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 六 施設及び設備の維持管理に関すること。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十五号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和四十一年山口県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「又は寄付行為」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立岩国工業高等学校	岩 国 市 本 校	機械科	3	40																	
		電気科	3	40																	
		都市工 材料化 学科	3	40																	
		化学 シム化 学科	3	—																	
			3	40																	

全日制課程材料化学科は、平成21年度から生徒募集を停止する。

別表の1の表山口県立熊毛南高等学校の項中「140」を「120」に改め、同表山口県立

下松高等学校の項中「200」を「160」に改め、同表山口県立防府西高等学校の項中

「200」を「160」に改め、同表山口県立萩高等学校の項中「160」を「140」に、「30」を「35」に改め、同表山口県立奈古高等学校の項中「35」を「30」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十一号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同号を同項第三号とする。

別表第一防府学区の項中「美祢市（平成二十年三月二十日における美祢郡の区域に限

る。）及び「山口県立美祢高等学校」を削り、同表厚狭学区の項中「（平

成二十年三月二十日における美祢市の区域に限る。）」を削り、

山口県立厚狭高等学校

山口県立厚狭高等学校
山口県立美祢高等学校

に改める。

別表第二中

周南市のうち和田中学校区

山口県立佐波高等学校

を

美祢市のうち美東中学校区、秋芳南中学校区、秋芳北中学校区

山口県立防府高等学校

美祢市のうち美東中学校区、秋芳南中学校区、秋芳北中学校区
周南市のうち和田中学校区

山口県立佐波高等学校

宇部市のうち小野中学校区

萩市のうちむつみ中学校区、明木中学校区、佐々並中学校区

を

宇部市のうち小野中学校区

萩市のうちむつみ中学校区、明木中学校区、佐々並中学校区
美祢市のうち美東中学校区、秋芳南中学校区、秋芳北中学校区

に

宇部市のうち小野中学校区、吉部小学校区

を

山口市

防府市

阿武郡阿東町

に

萩市のうち川上中学校区、田万川中学校区、むつみ中学校区、須佐中学校区、明木中学校区、佐々並中学校区、福栄中学校区

を

阿武郡阿武町

萩市のうち川上中学校区、田万川中学校区、むつみ中学校区、須佐中学校区、明木中学校区、佐々並中学校区、福栄中学校区
美祢市のうち美東中学校区、秋芳南中学校区、秋芳北中学校区

に改める。

阿武郡阿武町

別表第三中「白井田小学校区、四代小学校区」を「蒲井、四代、白井田」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に高等学校に在学している者については、なお従前の例による。

に、

平成二十年十月三十一日印刷
平成二十年十月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)